

奨学金返還支援制度について

芽室町では、保護者が町内に居住している方を対象に奨学金の貸付を行っており、要件を満たした場合には、返還を免除します。

奨学金貸付の対象者

- (1) 学校教育法に定める学校及び職業能力開発促進法に定める北海道内の公共職業能力開発施設に修学する者
- (2) 経済的理由により奨学金を必要としていること
- (3) 保護者が芽室町内に居住していること
- (4) 学生及び学生の保護者が、町税及び国民健康保険税を完納していること

貸付申請受付期間

随時受付しています。

奨学金の種類及び貸付金額

入学金：限度額 30万円 修学金：限度額 年額50万円

償還免除要件

次の要件をすべて満たすと、償還額の一部を免除します。

※詳細はお問い合わせください。

- (1) 卒業した年度の翌年度以降から、芽室町内に2年以上居住していること
- (2) 償還免除決定時に芽室町内に居住していること
- (3) 町民税の課税対象であること
- (4) 町税及び国民健康保険税を完納していること
- (5) 当該年度までに償還の遅延がないこと

ホームページ

<https://www.memuro.net/administration/soshiki/kyouikuiinkai/enjyo/syougakukin.html>

お問い合わせ先

芽室町教育委員会 教育推進課教育推進係
電話：0155-62-9729 FAX：0155-62-7037
E-mail：k-gakkyou@memuro.net

芽室町について

芽室町(めむろちょう)の名前の由来は、アイヌ語で「メム・オロ」。「川の源の泉や池から流れてくる川」という意味があります。

その名のとおり、川が潤す肥沃な大地には広大な畑が広がり、基幹産業である農業においては、小麦・てん菜・ばれいしょ・豆類・スイートコーンなどが、道内有数の生産量を誇っています。

工業は、地理的な物流条件や、帯広市に隣接しているという立地条件を活かし、農産物などの豊富な地場資源を活用した食料品製造業を中心に発展してきました。

